

資料 1 - 1
(事前送付分)

高知市子ども未来プラン2010
～すくすくとさっこ21～

施策の実施状況について

目次

- 重点施策①
食育の視点からみた健康づくりへの支援・・・P.1
- 重点施策②
障害児支援の推進・・・・・・・・・・・・・・P.4
- 重点施策③, ④
地域ぐるみの子育て支援のまちづくり,
子育て支援体制の充実・・・・・・・・・・・・P.8
- 重点施策⑤, ⑥
児童虐待の予防・啓発,
要保護児童への早期対応・・・・・・・・・・・・P.13
- 保育サービス等数値目標一覧表・・・・・・・・ P.23

～資料編～

- 高知市子ども未来プラン施策体系・・・・・・・・ P.25
- 高知市子ども未来プラン各論(重点施策)・・・ P.28

重点施策①

食育の視点からみた健康づくりへの支援

食育の視点からみた健康づくりへの支援

母子保健課

○高知市食育推進計画（計画期間：平成 21～25 年度）

3つの視点 「えらぶ」 「はぐくむ」 「つなぐ」

キーワード

健康づくり 「朝ごはん しっかり食べて 健康づくり」

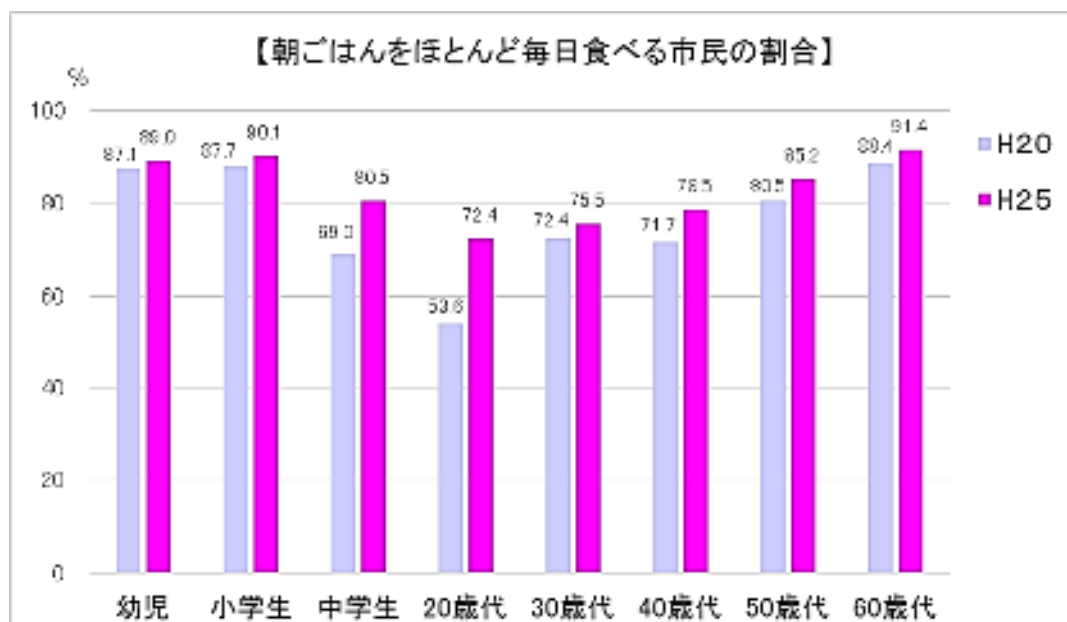
体験活動 「体験活動を通じて食と環境への理解を深める」

○活動の広がり

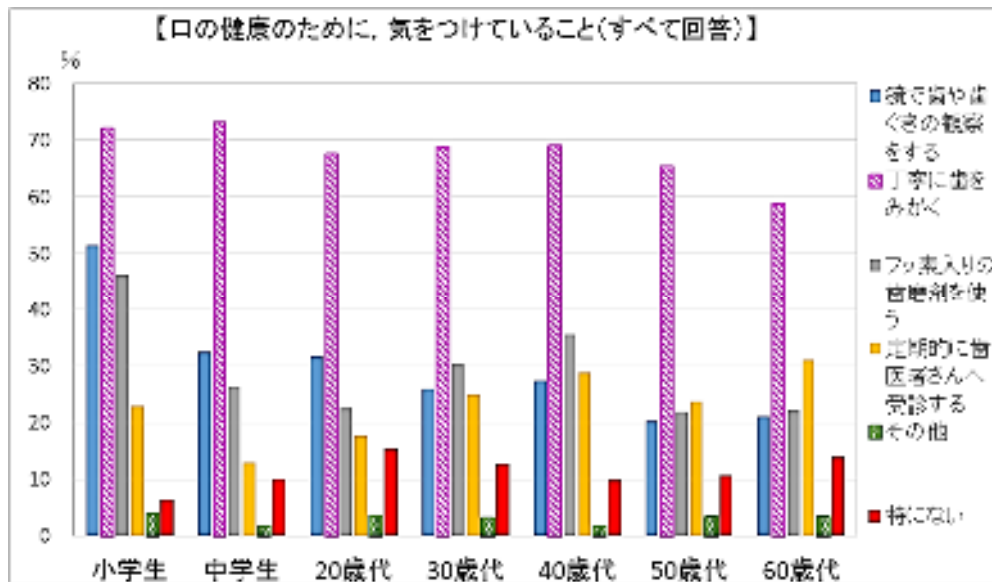
- ・朝食摂取と生活リズムの啓発(幼児健診・赤ちゃん誕生おめでとう訪問)
- ・8きょうだいを使った食育劇の発表(保育園)
- ・給食を通じた啓発(小学校・保育園)
- ・歯の管理や生活習慣の確立の啓発(小学校)
- ・地場産品活用推進事業体験学習(小学校)
- ・ヘルスマイトによる講習会(小学校・子育て支援センター)
- ・食育だよりの掲載(ホームページ)
- ・市役所前ピロティでの取組掲示(小学校)



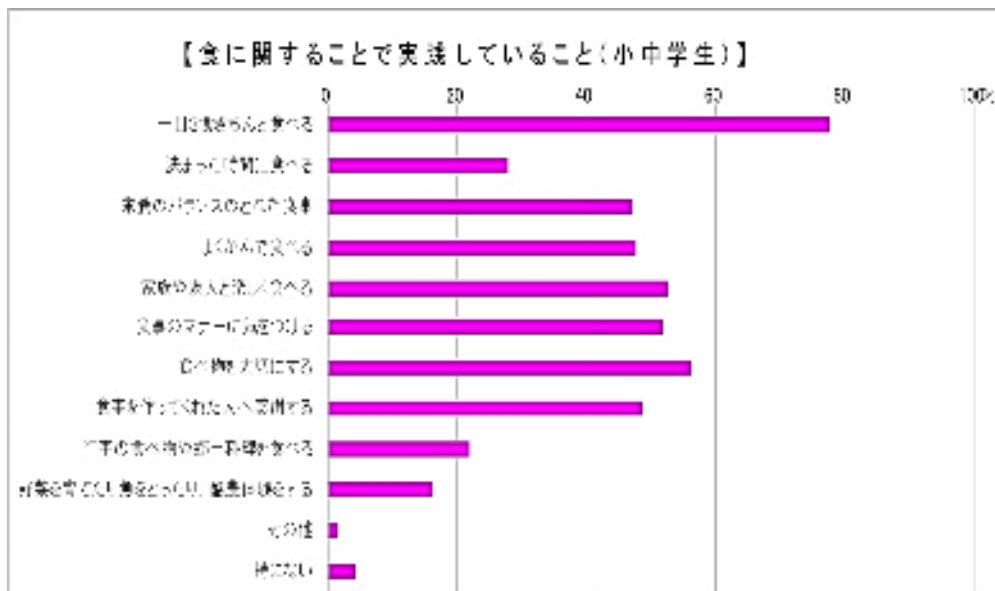
○H25. 食育に関するアンケート調査の結果



朝ごはんをほとんど毎日食べる人の割合は、各年代とも上昇していますが、特に中学生・20歳代では大きく上昇しています。



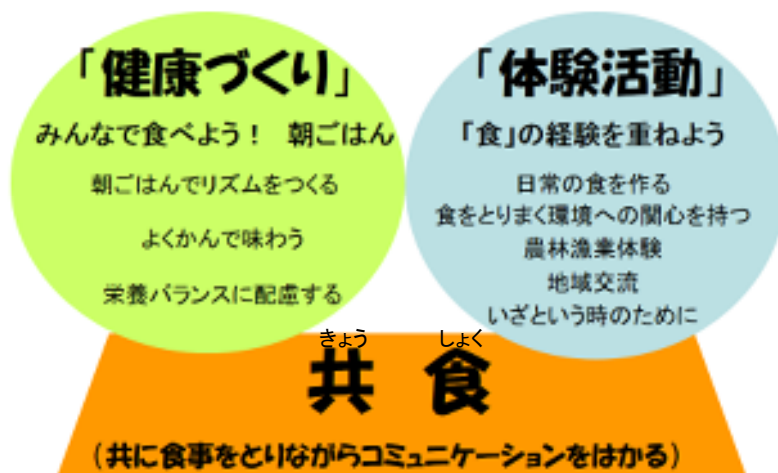
口の健康のために気をつけていることでは、他の年代に比べると小学生で「歯や歯ぐきの観察をする」「フッ素入りの歯磨剤を使う」と答えた人の割合が高くなっています。



食に関することで実施していることは、複数の項目について実践している人の割合が4割を超えています。

○第2次高知市食育推進計画（計画期間：平成26～30年度）

1次計画の流れを引き継ぎ、共に食事を取りながらコミュニケーションを図る「共食」の視点を土台に、「健康づくり」と「体験活動」を取組の柱として推進していきます。



重点施策②

障害児支援の推進

1 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制

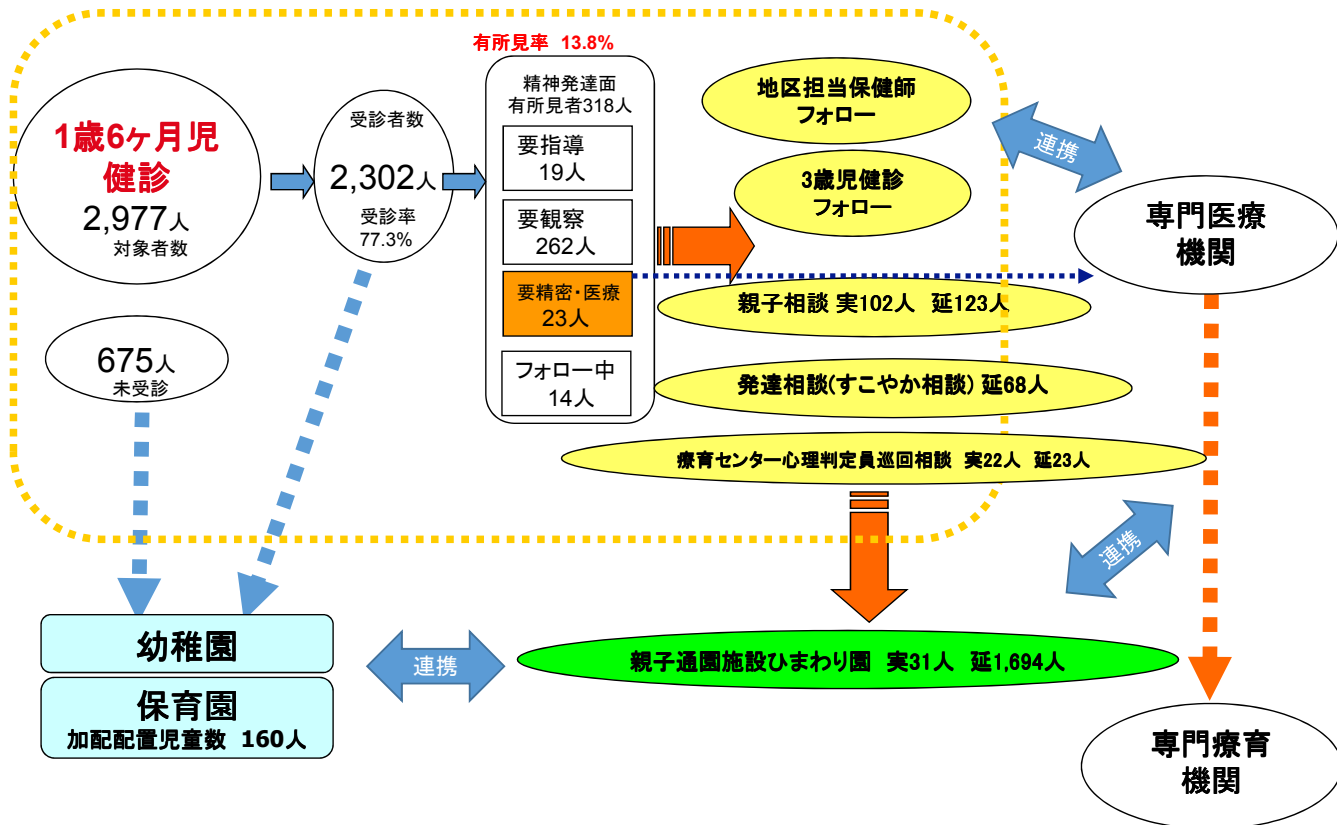


図1-1 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制(平成21年度)
～子ども発達支援センター設置前～

1 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制

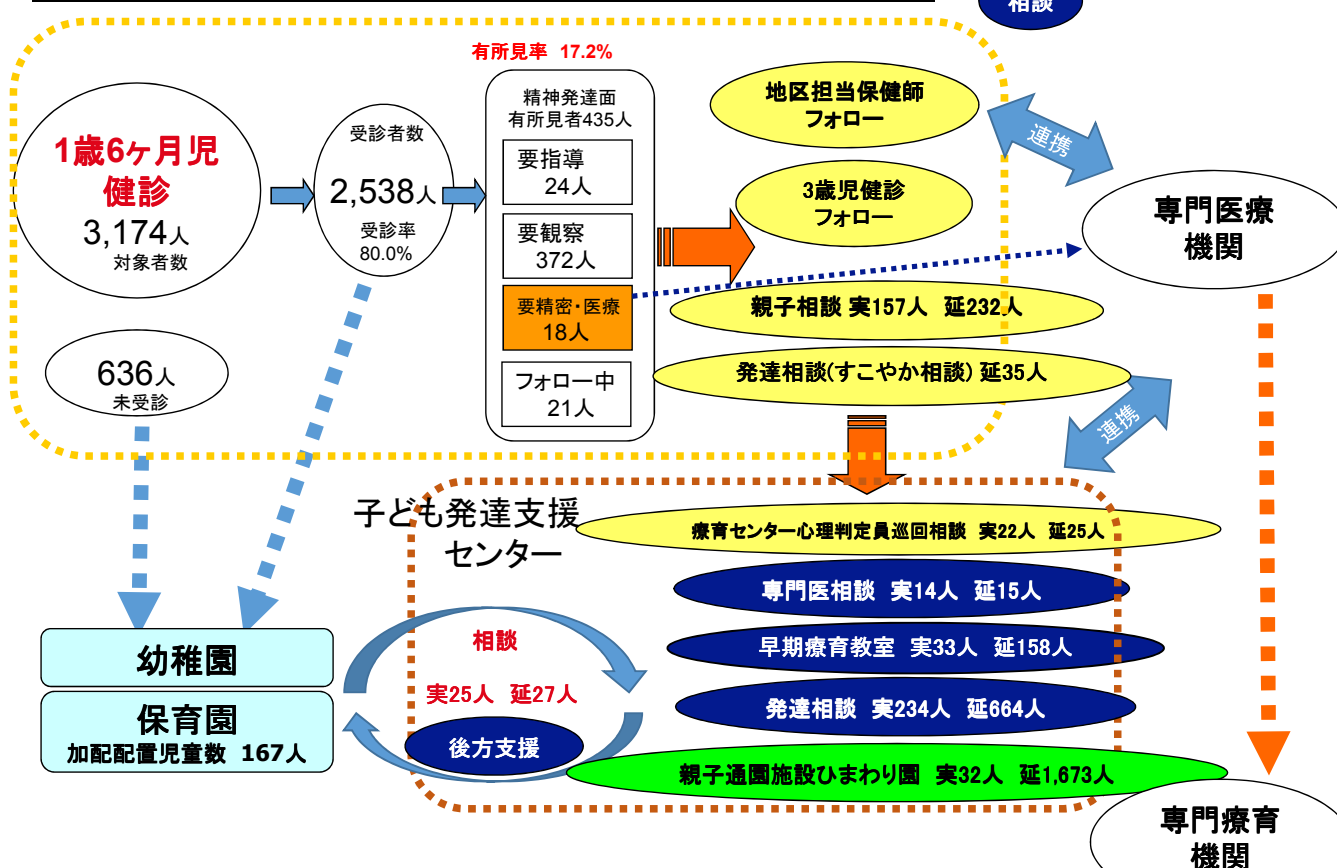
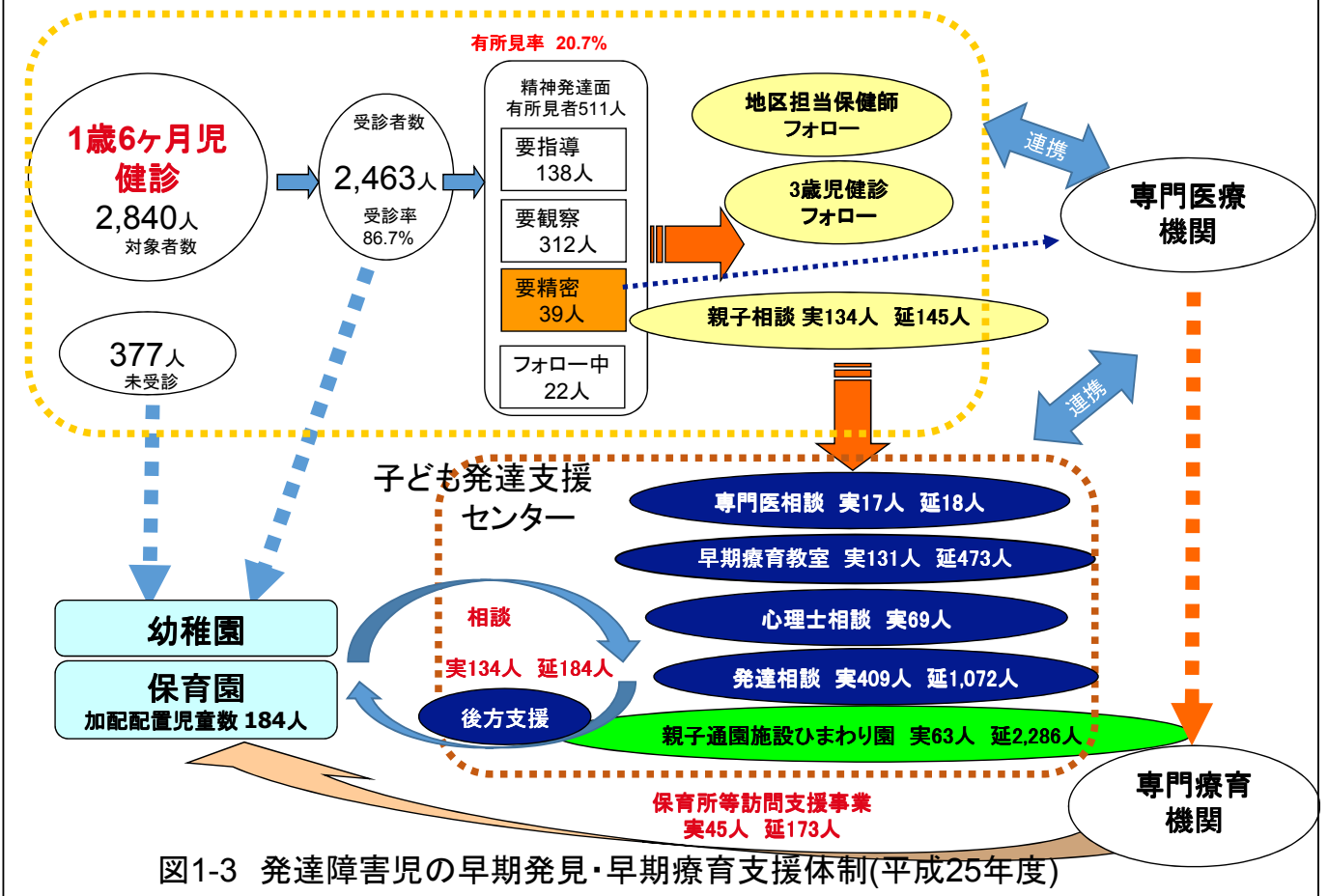
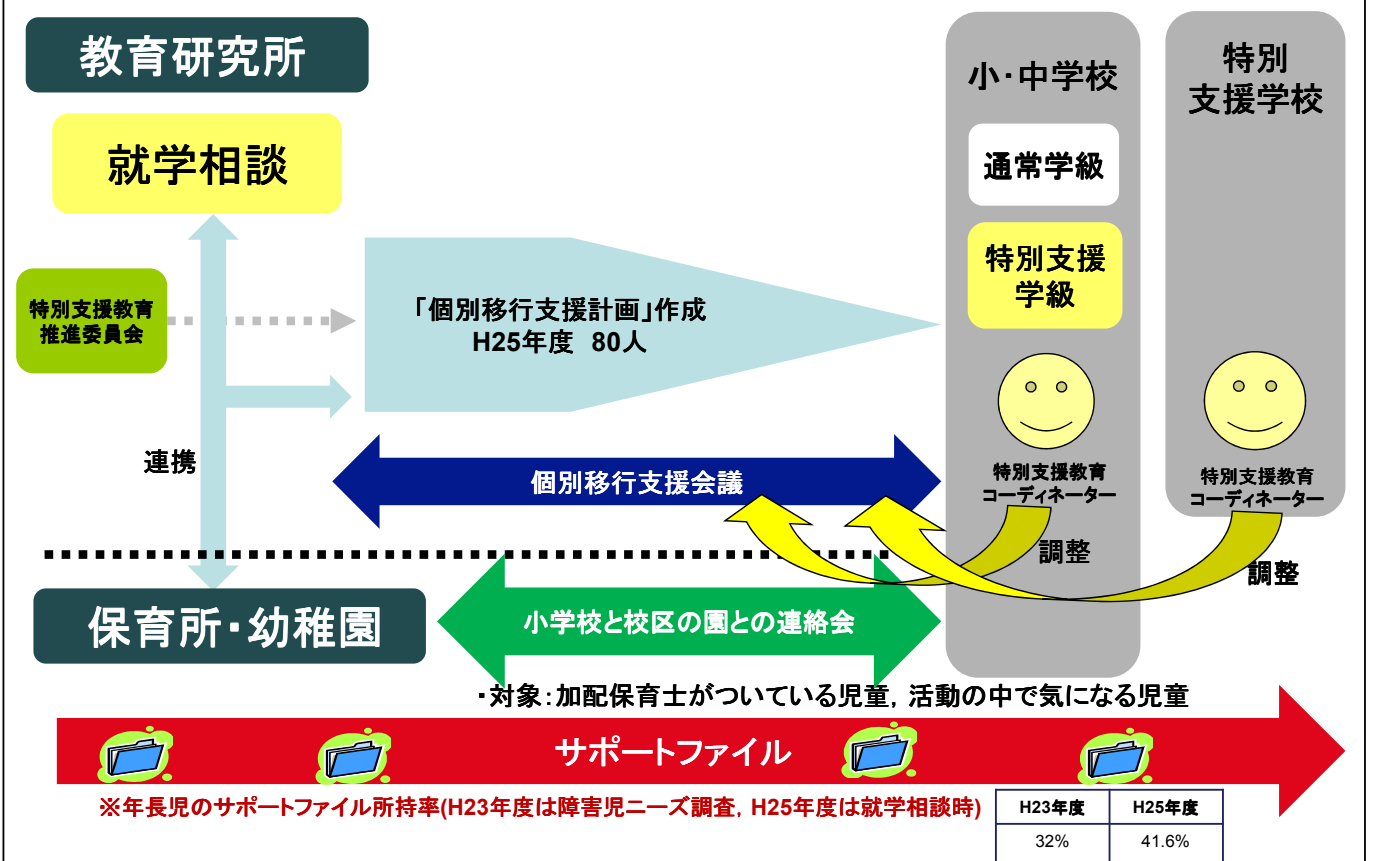


図1-2 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制(平成22年度)

1 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制



2 就学前の支援が必要な児童の引き継ぎ体制(サポートファイルの活用推進)



まとめと今後の課題

- 1 高知市子ども発達支援センターの設置(平成22年4月)により、発達障害児の早期発見・早期療育の流れを整えることができています。
- 2 障害児への切れ目ない一貫した支援を実現するためのツールとして示したサポートファイルの所持率・活用率は十分とは言えず、今後の取り組み方が重要であると考えています。
- 3 障害児への支援について、整えてきた流れを確実な体制へとしていくために、関係課との連携体制等の具体的な方策を検討していくことが必要と考えています。

重点施策③

地域ぐるみの子育て支援のまちづくり

重点施策④

子育て支援体制の充実

2-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり

2-2 子育て支援体制の充実

主な事業

- ・ 地域子育て支援センター
 - ・ 子育てサークル
 - ・ 子育てサロン
 - ・ ファミリー・サポート・センター
 - ・ 赤ちゃん誕生おめでとう訪問
 - ・ 子育てに関する情報発信
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 親子絵本ふれあい事業
 - ・ 児童家庭相談
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 育児相談
- など

子育てに関する情報発信

—こうちし子育てガイド ぱむ—

○概要

子育て支援について、目的別に分かりやすく整理した子育て応援情報誌

- ・「高知市子育て情報誌 Pamu」を全面改訂し、平成25年度から配布

○配布

次の場所で配布

- ・ 窓口センター
- ・ ふれあいセンター
- ・ 地域子育て支援センター
- ・ ファミリーサポートセンター

その他、赤ちゃん誕生おめでとう訪問の際に配布



親子絵本ふれあい事業

○ 概要

親子のふれあいを深めるため、絵本の読み聞かせに関する講習を行うと共に、親同士の交流や仲間づくりの場として実施。

また、子育て支援として、遊びの指導や子育てに関する情報提供等も行う事業。

○ 対象

生後6ヶ月から1歳2ヶ月の子どもと保護者

○ 内容

①親子のふれあいの大切さについての話とふれあい遊び

②読み聞かせの方法や適した絵本の選定の仕方

③高知市の子育て支援事業についての紹介

④参加者同士の交流及び自由遊び

○ 開催場所

ふれあいセンター、健康福祉センター、保健福祉センター、市民図書館こども室 など

(平成25年度は16ヶ所で実施)

○ 参加実績

平成22年度 559組 ・ 平成23年度 646組

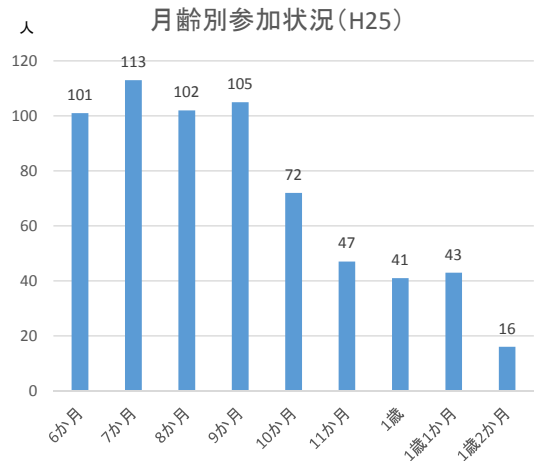
平成24年度 667組 ・ 平成25年度 638組

[子どもの対象月齢]

月齢の低い時から絵本を使って親子のふれあいを促進するため、平成23年度より段階的に対象月齢を引き下げた。

(旧) 10ヶ月から1歳6ヶ月

(新) 6ヶ月から1歳2ヶ月



地域子育て支援センター

○ 概要

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業。

- 家庭や地域における子育て機能の低下
- 子育て中の親の孤独感や不安感の増大



- 地域の子育て支援機能の充実
- 子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長への支援

○ 対象

乳幼児のお子さんと保護者

○ 内容

①子育て親子の交流の場の提供、交流の促進

②子育てに関する相談、援助

③子育て関連情報の提供

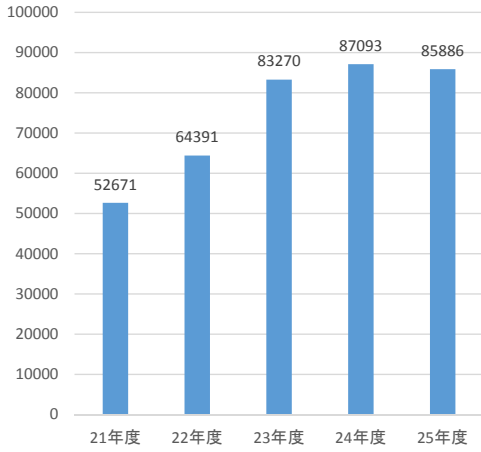
④子育てや子育て支援に関する講習等の実施



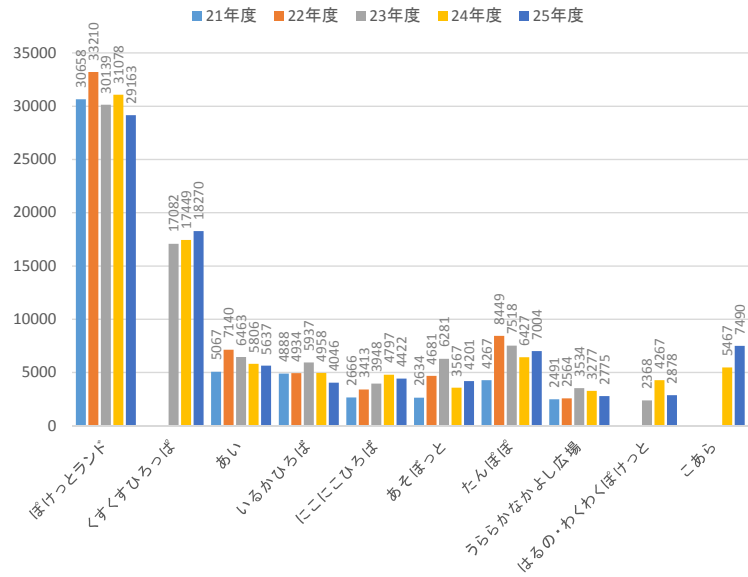
講習会の様子(救急救命講座、いるかひろば)

地域子育て支援センター（利用者数）

年度別総利用者数

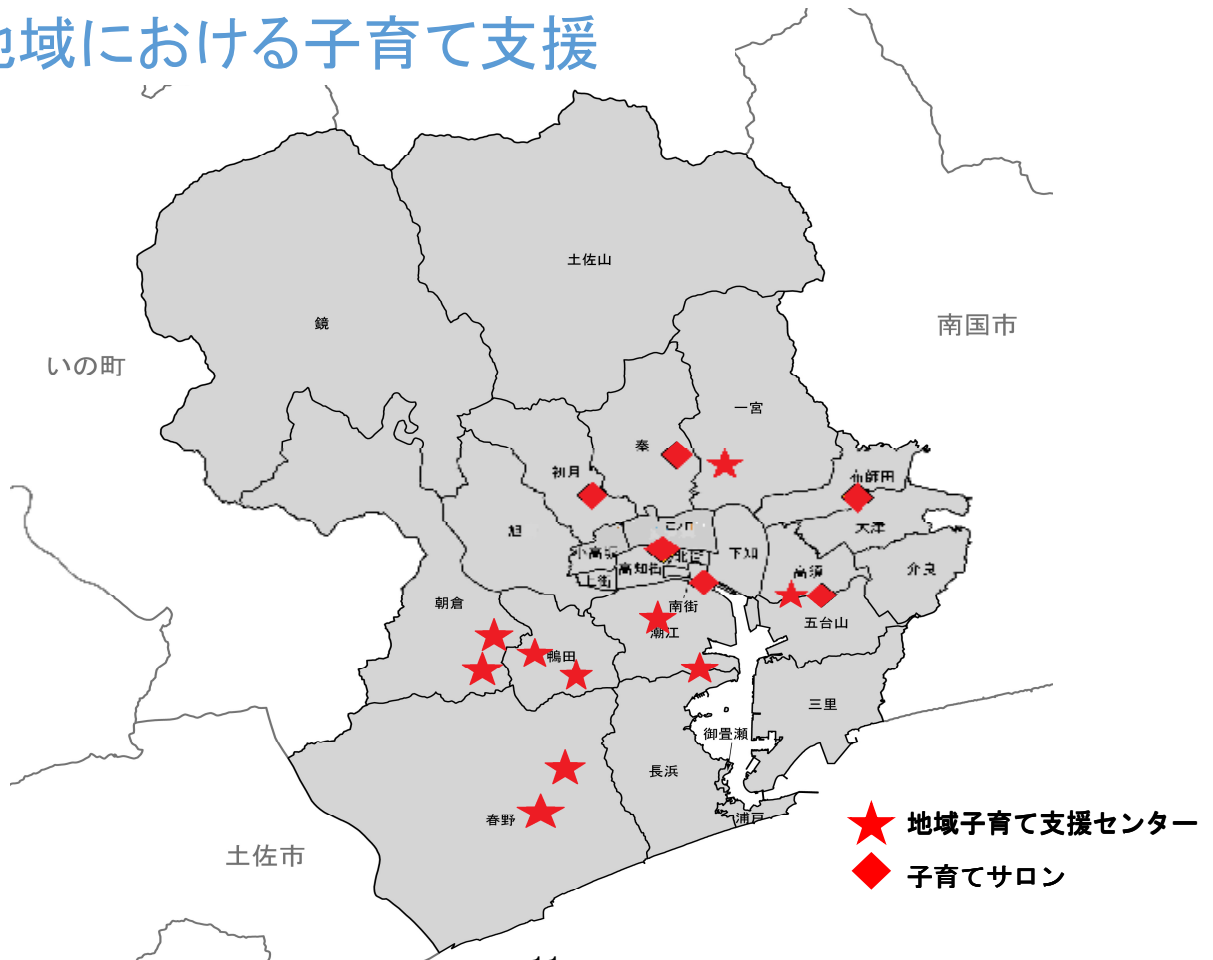


年度別利用者数〔施設別〕



※ 親・子延べ利用者数

地域における子育て支援



病児・病後児保育事業

○概要

病中または病気の回復期にあるお子さんを、仕事の都合によって家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携をはかりながら、一時的にお預かりする事業。

○実施場所

- ・キューピットハウス(細木病院)
- ・愛あいルーム(三愛病院)
- ・ラベンダー(うららか保育園)
- ・もみくんち(もみのき病院)※平成25年度より開所

○利用者数

- 平成24年度 延べ1,387人
- 平成25年度 延べ1,654人
- 平成26年度 延べ 590人(7月末時点)

まとめと今後の課題

○ 地域子育て支援センターについては、子育てに関する身近な相談や交流の場として期待される事業であるため、北部及び東部地域に新たな施設整備を目指します。

○ 子育てに関する情報発信については、「ぱむ」を含めて利用者にとって、分かりやすく利用しやすいものになるよう取り組みます。

○ 親子絵本ふれあい事業については、地域の中における子育て支援の視点から、参加者にとってより充実した事業となるよう取り組みます。

○ 病児・病後児保育事業については、供給体制の不足が見込まれるため、実施施設の新設を目指します。

重点施策⑤

児童虐待の予防・啓発

重点施策⑥

要保護児童への早期対応

【重点施策3-1】児童虐待の予防・啓発

虐待予防についての正しい理解に向けた広報啓発を行うとともに、育児不安解消や子育て家庭の育児力の向上を図り、児童虐待を未然に防ぐよう取り組みます。

- ◆ 医療機関と連携した妊娠期からのかかわり
- ◆ 子育て支援事業の普及・推進
 - * 赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業
 - * 養育支援訪問事業
 - * 子育て短期支援事業（ショートステイ）
 - * 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） 等
- ◆ 虐待防止意識の啓発
 - * 児童虐待予防講演会の開催
 - * オレンジリボンキャンペーンへの参加
 - * 関係機関の職員研修・職場研修等への講師派遣
 - * 「児童虐待対応の手引き」の作成，関係機関への配布
 - * 広報紙「あかるいまち」による広報・啓発 等

【重点施策3-2】要保護児童への早期対応

子どもの安全を確保するために、相談体制の整備と強化，関係機関との連携強化，職員の資質向上を図ります。

- ◆ 子ども家庭支援センターの体制強化
 - * 機構改革に伴う課としての位置づけ（平成26年度）
 - * 人員体制の変遷

| 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------------------|-------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| 課長（兼任） 室長（兼任） | 課長（兼任） 補佐（兼任） | 課長（兼任） 補佐（兼任） | 課長（兼任） 補佐（兼任） | 課長（兼任） 補佐（兼任） | 所長（専任） 副所長（専任） |
| 係長（兼任） | 係長（兼任） | 係長（専任） | 係長（専任） | 係長（専任） | 係長（専任） |
| 担当職員 2 （保健師 2） | 担当職員 4 （保健師 4） | 担当職員 5 （保健師 4 事務職 1） | 担当職員 5 （保健師 4 事務職 1） | 担当職員 6 （保健師 3 事務職 3） | 担当職員 6 （保健師 3 事務職 2 教員 1） |

* 児童相談システムの導入（平成25年度本格稼動）

- ◆ 職員の資質の向上
 - * 児童相談所との人事交流（平成 23 年度～25 年度）
 - ・ 児童相談所から係長級の職員を市に派遣
 - ⇒ 部下職員や関係機関等に適切な助言・指導
 - ・ 高知市職員を児童相談所（児童虐待対応チーム）に派遣
 - ⇒ 専門知識・技術の習得
 - * 児童相談所での新任職員の実地研修（平成 22 年度～）
 - * 子どもの虹研修センターが実施する研修会への参加
 - * 日本こども虐待防止学会への職員派遣

- ◆ 要保護児童対策地域協議会（平成 19 年 12 月設置）
 - * 実務者会議におけるケースの適切な進行管理
 - * 個別ケース会議の拡充を通じた関係機関の連携強化

- ◆ 児童相談所とのケース連絡会（毎月）の開催

<今後の課題>

- ◆ 児童虐待の発生予防，早期発見，早期の適切な支援を行うための体制の整備・強化

- ◆ 人員体制の充実と資質・専門性の向上

- ◆ 要保護児童対策地域協議会を活かした関係機関の連携強化

◆ ◆ ◆ 児童虐待の現状 ◆ ◆ ◆

(1) 全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

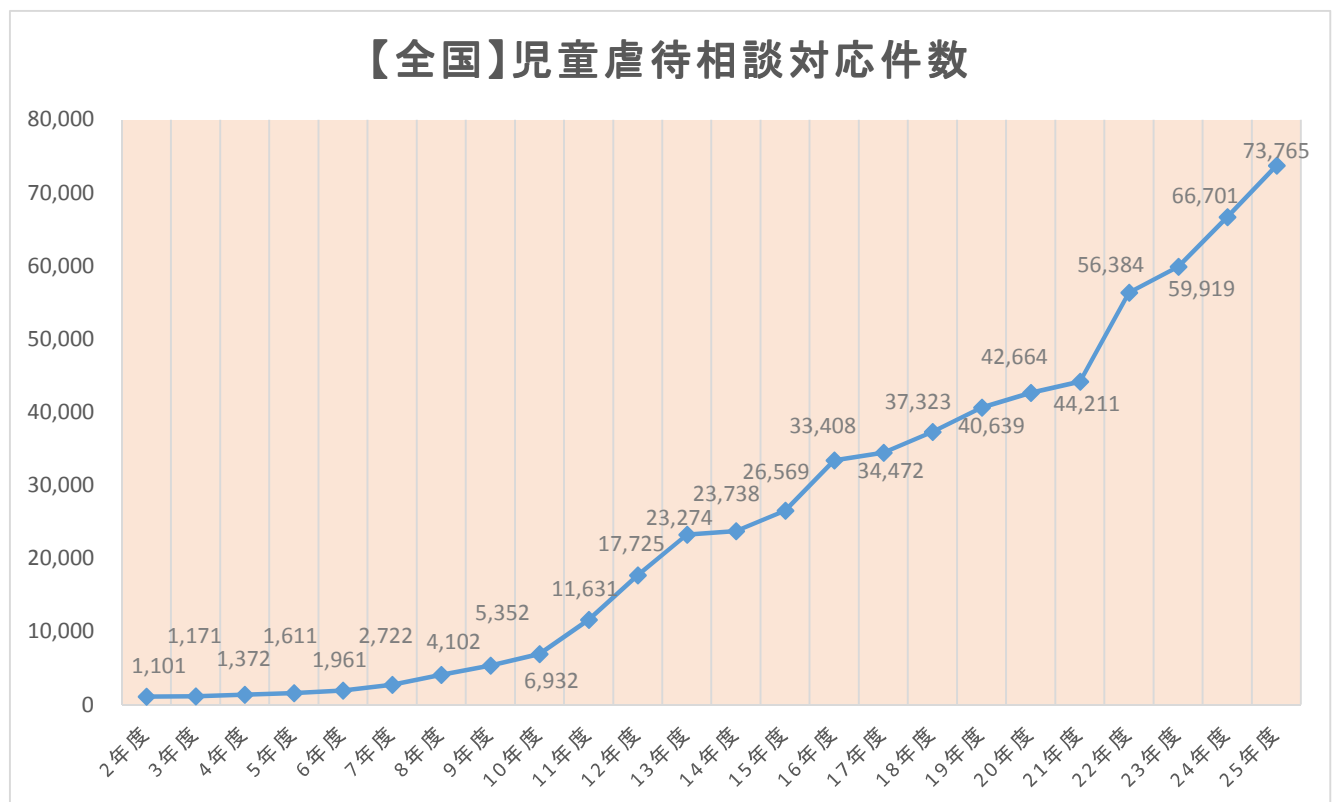
全国の児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待に関する相談対応件数は、平成2年に統計を取り始めて以降、毎年増加しており、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べても、平成25年度は6.3倍に増加しています。

参考1：児童虐待相談対応件数の推移

| 年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 33,408 | 34,472 | 37,323 | 40,639 | 42,664 | 44,211 | 56,384 | 59,919 | 66,701 | 73,765 |

注1) 数値は、(厚生労働省)福祉行政報告例より引用。

注2) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。



(2) 児童虐待による死亡事例（件数・人数）

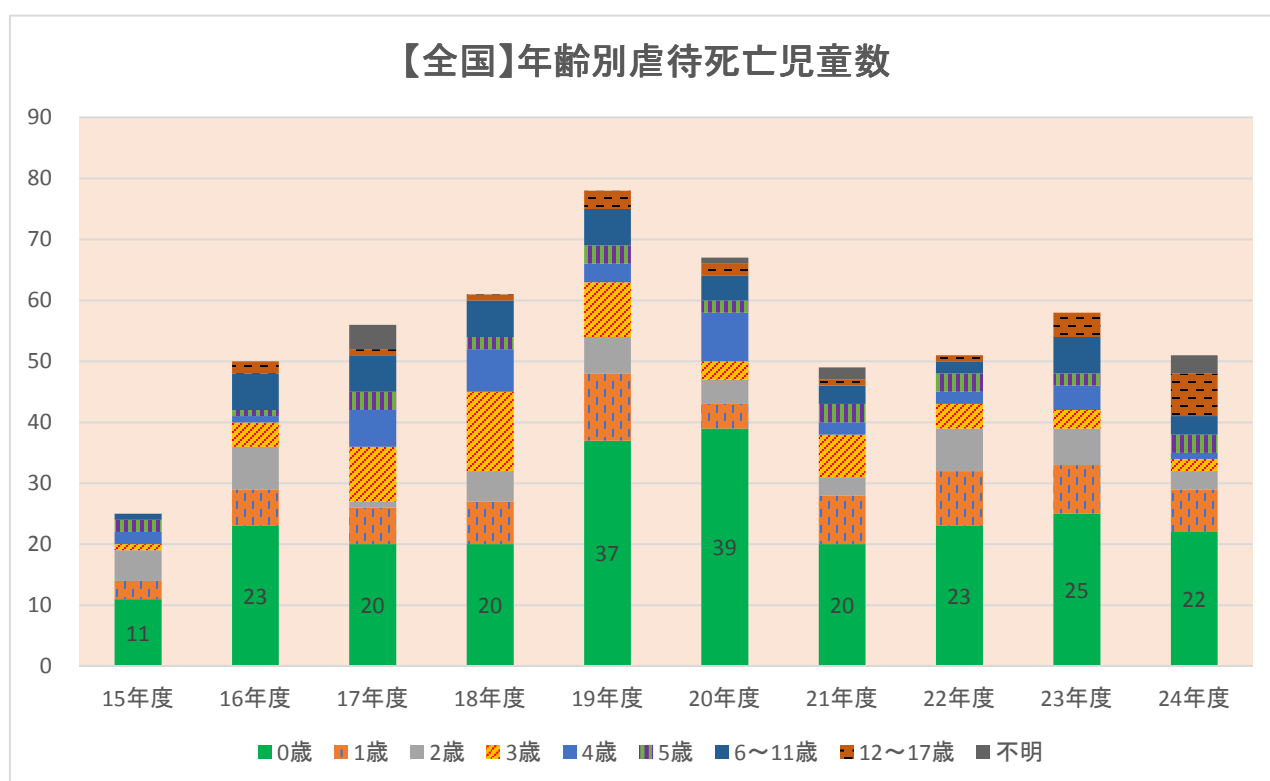
児童虐待による死亡事例等については、社会保障審議会児童部会に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において検証が行われています。

参考2：児童虐待による死亡事例件数・人数の推移

| 年度 | 15年度 (第1次) | 16年度 (第2次) | 17年度 (第3次) | 18年度 (第4次) | 19年度 (第5次) | 20年度 (第6次) | 21年度 (第7次) | 22年度 (第8次) | 23年度 (第9次) | 24年度 (第10次) |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 件数 | 24 | 48 | 51 | 52 | 73 | 64 | 47 | 45 | 56 | 49 |
| 人数 | 25 | 50 | 56 | 61 | 78 | 67 | 49 | 51 | 58 | 51 |

注1) 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会における死亡事例等の検証結果を引用。

注2) 上表の件数・人数は、心中以外の虐待死について集計した数値である。



<第1次～第10次報告のデータ検証結果>

◎事例の概要

- * 死亡事例（心中以外）全体に占める0歳児の割合は44%（240人）
- * 0歳児の虐待死に占める0日・0ヶ月児の割合は46%（111人）
- * 0日・0ヶ月児事例の中では日齢0日児が8割以上

◎加害者の状況

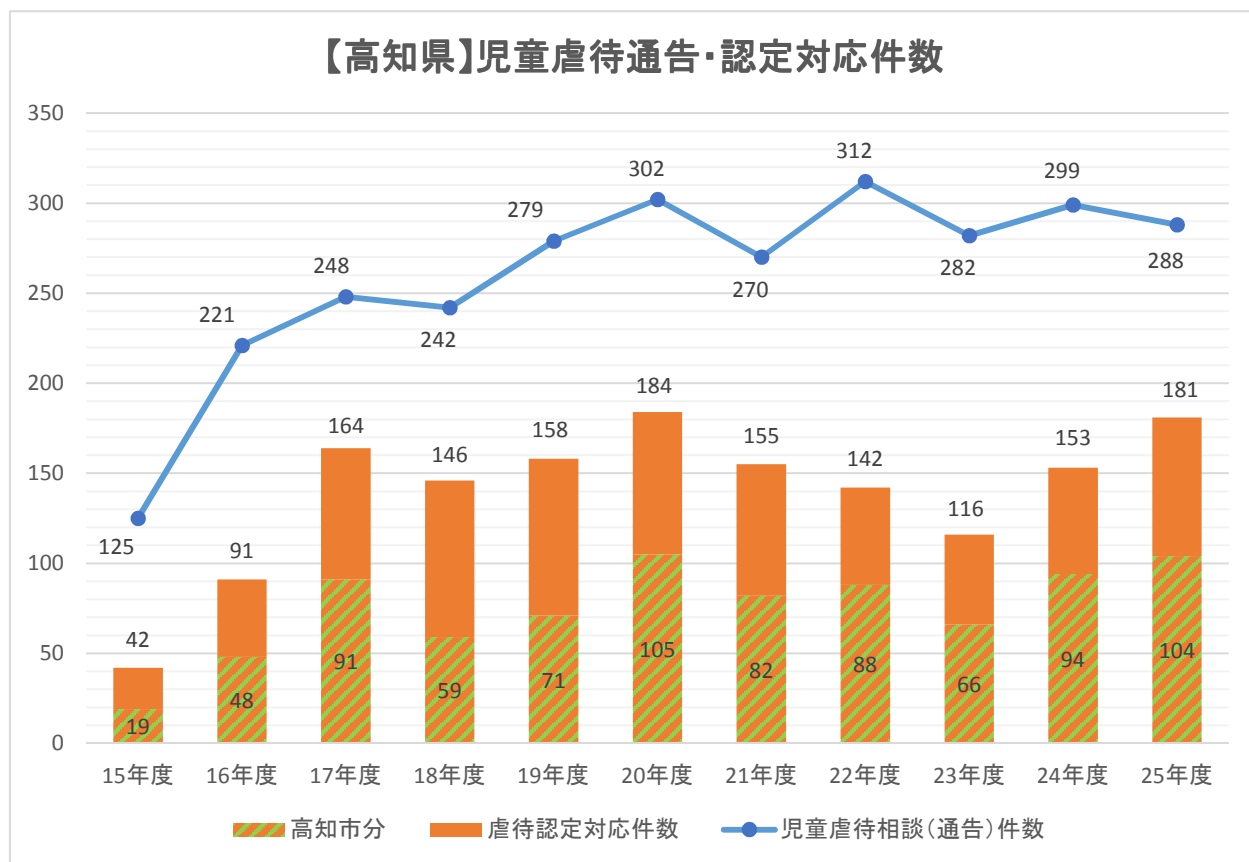
加害者の56%（304人）は実母，実父は16%（87人），実母と実父は7%（40人），実母の交際相手は6%（31人）

◎妊娠期・周産期の問題（第3次～第10次報告，複数回答）

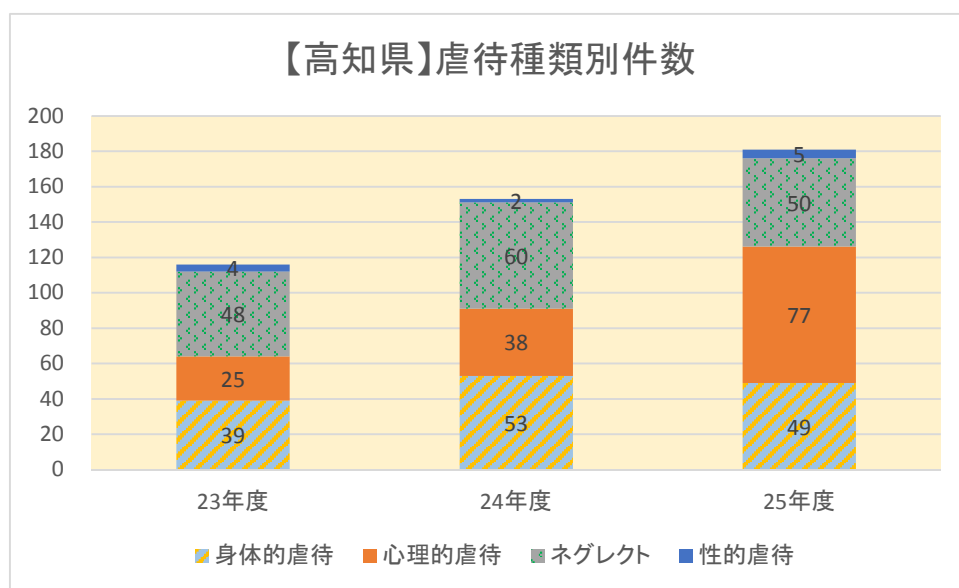
望まない妊娠が102件，妊婦健康診査の未受診が100件，母子健康手帳の未発行84件，若年（10代）妊娠が78件

(3) 高知県の児童相談所における虐待相談（通告）・認定対応件数

高知県の中央児童相談所及び幡多児童相談所において受付をした児童虐待相談（通告）と認定対応件数の推移をグラフにまとめました。

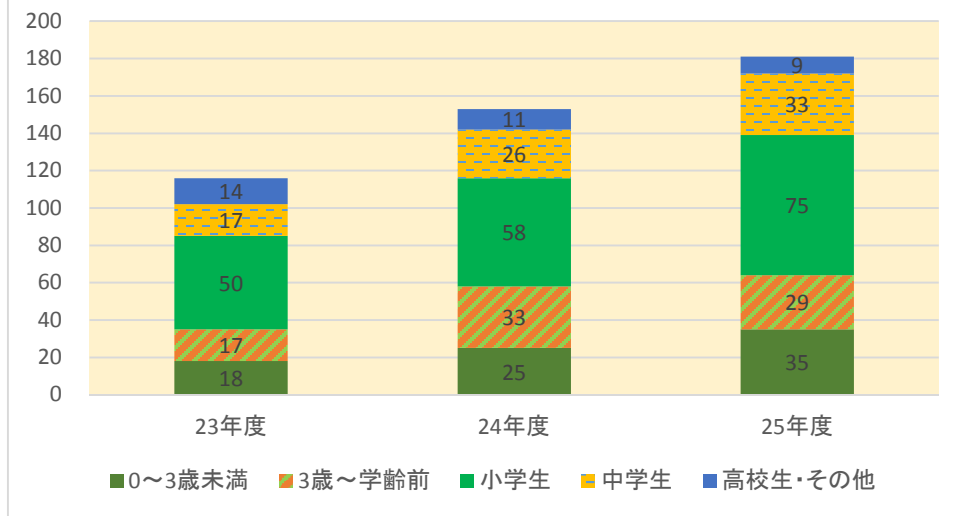


児童相談所業務概要より



※ 平成 25 年 8 月 23 日付で厚生労働省の「児童虐待対応の手引き」が改正され、通告対象の子どもに虐待が認められたが、他のきょうだいについては虐待が認められなかった場合にも、他のきょうだいについて心理的虐待として受理して対応することとなったため、平成 25 年度の心理的虐待の件数が大幅に増加（前年度から 39 件増）している。

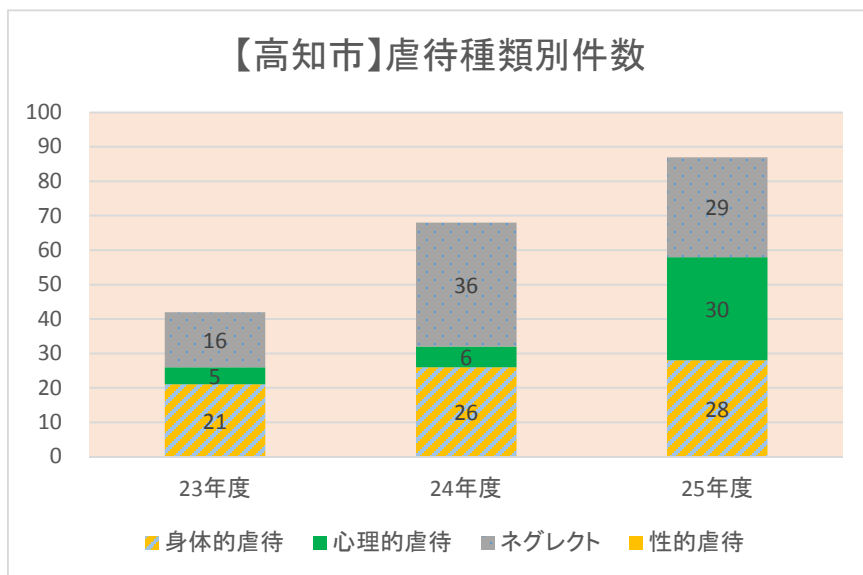
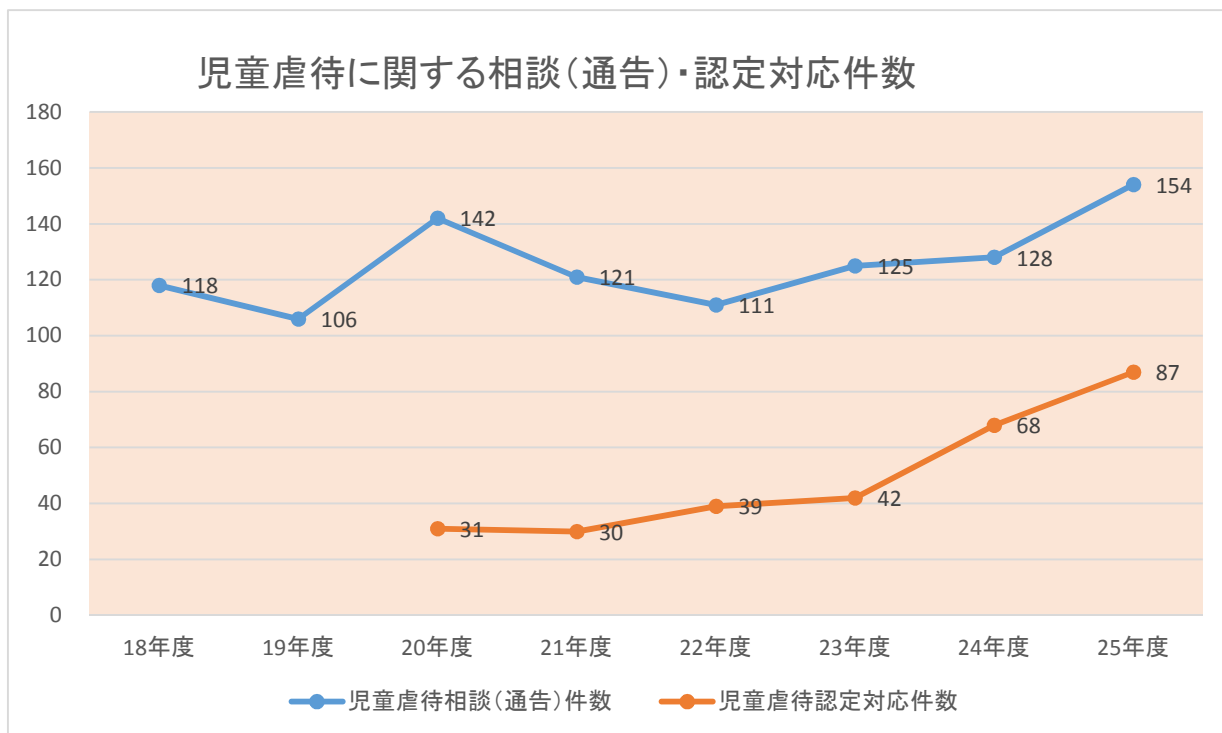
【高知県】被虐待児年齢別件数



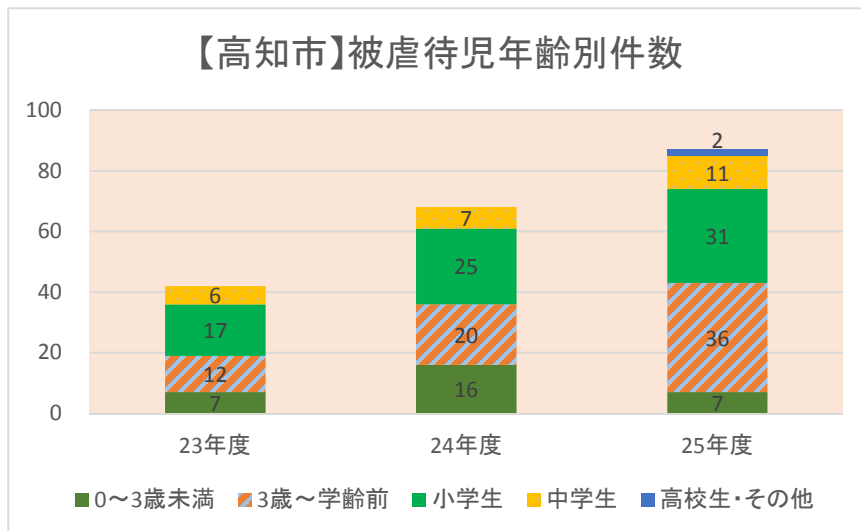
※ 件数は増加傾向にあるが、0歳から小学生の構成割合に大きな変化はなく、各年度とも未就学児童の占める割合が約3～4割、小学生を含めると約7～8割となっている。

(4) 高知市における虐待相談（通告）・認定対応件数

高知市子ども家庭支援センターにおいて受付をした児童虐待相談（通告）と認定対応件数の推移をグラフにまとめました。



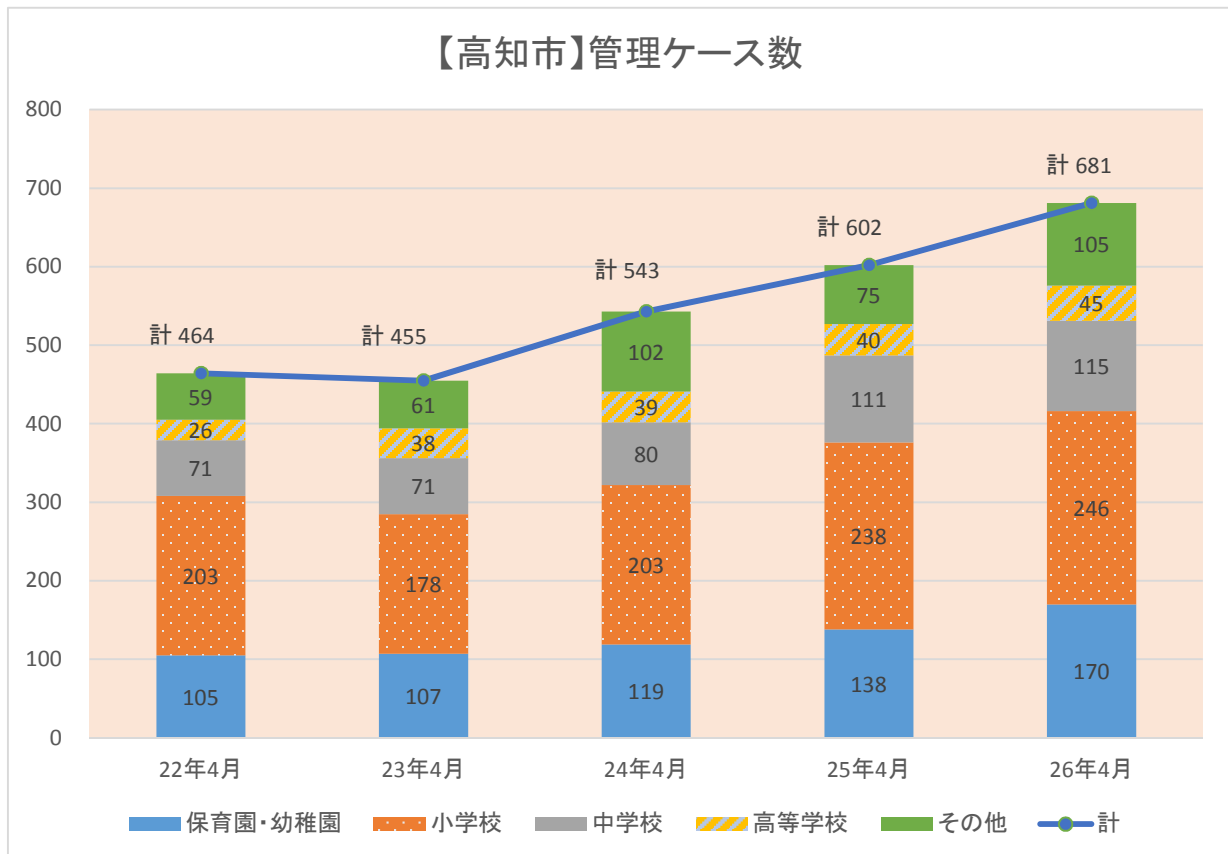
※ 平成 25 年 8 月 23 日付で厚生労働省の「児童虐待対応の手引き」が改正され、通告対象の子どもに虐待が認められたが、他のきょうだいについては虐待が認められなかった場合にも、他のきょうだいについて心理的虐待として受理して対応することとなったため、平成 25 年度の心理的虐待の件数が大幅に増加（前年度から 24 件増）している。



※ 件数は増加傾向にあるが、0歳から小学生の構成割合に大きな変化はなく、各年度とも未就学児童の占める割合が約5割、小学生を含めると約9割となっている。

(5) 高知市要保護児童対策地域協議会の管理ケース数

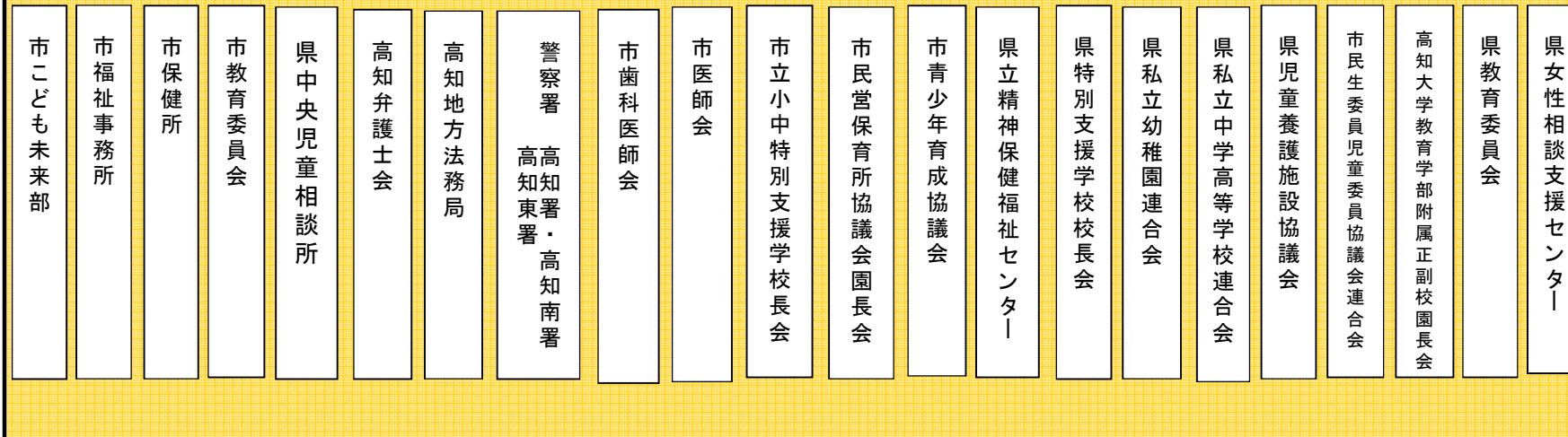
高知市要保護児童対策地域協議会において管理しているケース数の推移をグラフにまとめました（所属機関別）。



注) 管理ケース中、特定妊婦は除く。

高知市要保護児童対策地域協議会

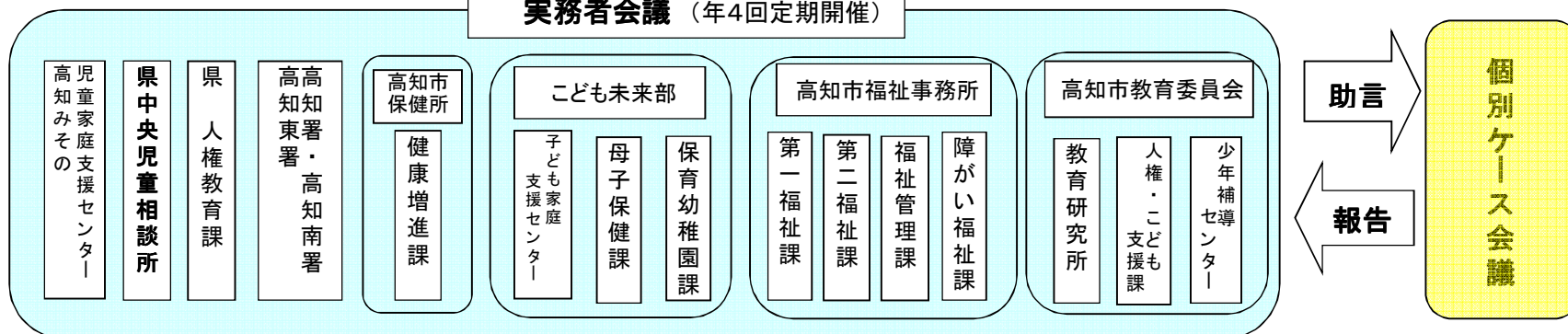
代表者会議（関係機関の代表者を委嘱）



報告

評価

実務者会議（年4回定期開催）



<要保護児童対策地域協議会を構成する機関>

高知市内及び高知市の児童の関係する県内の小・中・高・特別支援学校、幼稚園、保育園、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター等
高知地方法務局、精神保健福祉センター、児童相談所、療育福祉センター、県教育委員会、女性相談支援センター、高知弁護士会等県や市の関係機関
教育委員会、福祉事務所、保健所、消防局等の市の関係機関
高知市医師会、民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会等子どもに関係する組織や団体、個人等

保育サービス等数値目標一覧表

保育サービス等数値目標一覧表

| 事業名等 | 前期 | | | 後期 | |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|
| | 16年度実施量 | 21年度目標量 | 21年度実績 | 26年度目標量 | 25年度実績 |
| 通常保育事業 | 79 か所 定員 8,785 人 | 79 か所 定員 9,000 人 | 86 か所 定員 9,305 人 | 84 か所 定員 9,265 人 | 85 か所 定員 9,250 人 |
| 延長保育事業 | 28 か所 | 31 か所 | 44 か所※ | 44 か所※ | 53 か所※ |
| 休日保育事業 | 未実施 | 3 か所 | 実施なし | 1 か所 | 2 か所 (認定こども園 での実施) |
| 夜間保育事業 | — | — | — | 1 か所 | 実施なし |
| 保育所一時預かり事業 | 5 か所 | 8 か所 | 8 か所 | 9 か所 | 8 か所 |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 6 か所 | 6 か所 | 8 か所 | 8 か所 | 8 か所 |
| 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |
| 病児・病後児保育事業 | 2 か所 定員 8 人 | 2 か所 定員 8 人 | 3 か所 定員 15 人 | 4 か所 定員 21 人 | 4 か所 定員 21 人 |
| 放課後児童クラブ | 42 か所 定員 2,500 人 | 46 か所 定員 2,720 人 | 66 か所 定員 3,903 人 | 66 か所 定員 3,903 人 | 68 か所 定員 4,065 人 |
| ファミリー・サポート・ センター事業 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 5 か所 | 8 か所 | 8 か所 | 10 か所 | 10 か所 |

※延長保育自主事業実施保育所 2 か所は含まず。

～資料編～

高知市子ども未来プラン施策体系

みんなで支え育ちあう
すくすく子育て
いきいき子育て支援のまちづくり

《基本目標》

子どもが
すくすくと育つまち

いきいきと
子育てのできるまち

子育て支援の輪が
ひろがるまち

《基本施策》

1. 母性・乳児・幼児の健康の確保・増進

- 1-1 妊娠期や不妊に悩む人への支援
- 1-2 子どもの健康管理
- 1-3 思春期保健の充実
- 1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援
- 1-5 障害児支援の推進
- 1-6 小児救急医療体制の確保

2. 子育て支援の充実

- 2-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- 2-2 子育て支援体制の充実

3. 要保護児童等への支援の充実

- 3-1 児童虐待の予防・啓発
- 3-2 要保護児童への早期対応
- 3-3 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

- 4-1 生きる力の育成に向けた教育
- 4-2 児童・青少年の健全育成
- 4-3 家庭や地域の教育力の向上

5. 雇用・就労の支援等子育て支援環境の整備

- 5-1 保育サービスの充実
- 5-2 放課後・休日等の支援
- 5-3 子育てしやすい就労環境づくり
- 5-4 次代の子育て支援環境の整備に向けた研究等
- 5-5 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進

6. 子どもを育成するのに適した居住環境の確保

- 6-1 公共建築物，道路交通環境の整備
- 6-2 安全・安心のまちづくり

…は、この5年間で重点的に取り組む重点施策です

1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援

乳幼児期からの望ましい食生活・食習慣の確立に向けた取り組みを行い、子どもたちの健康づくりを支援します。

1-5 障害児支援の推進

こども発達支援センターを核として、関係機関と連携しながら、「将来を見通した適切な支援が受けられる体制」を整備していきます。

2-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり

身近な地域に存在する子育て支援拠点（地域子育て支援センター）を中心に、関係機関が効果的に連携・協力し、子育てを助け合い支え合う、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

2-2 子育て支援体制の充実

地域における子育て支援拠点（地域子育て支援センター）の整備と相談機能強化を図ります。また、新たな子育て支援方法の導入について、地域の子育て関係機関と協働実施しながら研究し、重層的な支援体制の構築を目指します。

3-1 児童虐待の予防・啓発

虐待予防についての正しい理解に向けた広報啓発を行うとともに、育児不安解消や子育て家庭の育児力の向上を図り、児童虐待を未然に防ぐよう取り組みます。

3-2 要保護児童への早期対応

子どもの安全を確保するために、相談体制の整備と強化、関係機関との連携強化、職員の資質向上を図ります。

～資料編～

高知市子ども未来プラン各論（重点施策）



1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援

<現状と課題>

本市における食育(※17)を推進するための基本的な考え方を示すとともに、食育を具体的に推進するための指針となる「高知市食育推進計画」を平成21年3月に策定しました。

平成21年度から、庁内の関係課で高知市食育推進委員会(※18)を設置し、取り組みの柱である“朝ごはん しっかり食べて 健康づくり”，“体験活動を通じて 食と環境への理解を深める”活動を進めています。計画に示している8つの目標にあわせたキャラクター「高知の食育8きょうだい」を使用し、あらゆる機会に朝ごはんの大切さなどを啓発するとともに、保育所や幼稚園，学校において，さまざまな体験活動を通して，食の循環を学ぶ機会を作っています。

また，食と関係の深い口の健康も重要です。学童期は永久歯列が確立する時期であり，むし歯と合わせて歯肉炎が多発する時期でもあります。この時期に「自分の健康は自分で守る」という視点を育て，口腔の健康管理を身につけることが大切であることから，学校歯科医等関係機関と連携し，歯みがき指導等に取り組んでいます。

<今後の方向性>

今後は，食育を進める上で効果が大きいと考えられる，家庭，保育所，幼稚園，学校での取り組みを核にし，他の世代へと食育の環を広げていきます。また，関係課がつながり，地域や企業等関係者と連携・協力して食育を推進していきます。

乳幼児期や学童期の子どもや保護者に対し，食育劇や食に関する体験活動を通して，朝ごはんの大切さやバランスのとれた食生活などの啓発をしていきます。

また，食と関係の深い口の健康を保つために，噛むことの大切さを啓発し，歯科保健を推進していきます。

特に学校では，栄養教諭・養護教諭が担任と連携して，稲作体験などの体験学習や歯みがき教室などを実施していきます。その中で，食べ物の大切さや自身の健康づくりのための自己管理能力の向上をめざしていきます。

<主な事業>

マタニティクラス（健康づくり課）

離乳食教室（健康づくり課）（再掲）

1歳10か月児健康診査・3歳児健康診査での機会教育（健康づくり課）（再掲）

ヘルスマイト(※19)地区活動（健康づくり課）

小中学校食育，地場産品活用推進事業（学事課）

歯科保健事業（健康づくり課）



※17 食育

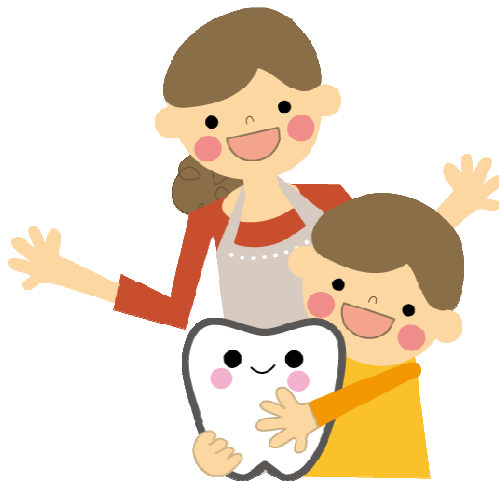
2005年に成立した食育基本法において、食育とは「生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの」と位置づけられている。

※18 高知市食育推進委員会

高知市食育推進計画を円滑に実施するため、市役所内の関係課で構成している委員会。各分野での取り組みや部署を超えた横断的な取り組み等を通じて、食育推進に向けた取り組みを進めるもの。

※19 ヘルスメイト

食生活改善推進員の通称。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に地域で活動を進めている、食を通じた健康づくりボランティアのこと。





1-5 障害児支援の推進

<現状と課題>

①将来を見通した一貫した療育・支援システムの構築

障害児支援に関しては、以前より保護者等から「相談窓口が明確でない」、「関係機関に必要な情報が引き継がれていかない」等の指摘があります。

この課題に対し、障害児のケアマネジメント(※20)、関係機関のコーディネート(※21)、保育所や関係機関への後方技術支援、サポートファイル(※22)が効果的に活用される体制づくり等の機能を担う「こども発達支援センター」の設置を、「高知市障害者計画・障害福祉計画(平成21～23年度)」の重点施策として位置づけ、現在庁内調整中です。平成17年度から検討してきた「サポートファイル」は、平成20年度に発達障害を念頭において作成した初版が完成し、平成21年度から活用を開始しています。

②小学校就学前の支援

小学校就学前の支援については次第に拡大してきており、平成15年に1か所だった児童デイサービス事業所は現在4か所、日中活動の場として児童の利用が可能な日中一時支援事業所は市内に8か所となりました。事業所によっては児童の利用希望が多く定員を増やしたり、重症心身障害児の受け入れをしているところもあります。

平成18年には、高知県療育福祉センターに「発達障害者支援センター」(※23)の機能を担う発達支援部ができ、個別支援計画に基づく療育が行われるようになりました。最近では、療育福祉センターで紹介を受け、療育福祉センター内の自閉症児童デイサービス「える」や児童デイサービス「あゆみ」の申請を行い、利用に至る児童が多くなっています。

重症心身障害児通園施設は、南国市の施設を利用していますが、平成17年に国立高知病院機構高知病院内にも新たに開設し、医療的ケア(胃ろう、気管切開、吸引、酸素吸入、MRSA等)(※24)が必要な児童の利用が可能となりました。

③放課後支援

障害児の放課後支援については、平成16年に高知市立養護学校(特別支援学校)(※25)に児童クラブ(障害児放課後等支援事業)が開始されました。その後、平成18年には高知大学教育学部附属特別支援学校でも開始され、現在2校になっています。

小学校の放課後児童クラブでは、小学4年生まで受け入れを行い、年々利用数が増加してきています。

④学校教育での支援

小・中学校等においては、学校教育法の改正や新学習指導要領の告示等を受け、「特別支援教育学校コーディネーター」(※26)の指名や「校内委員会」の設置、「個



別教育支援計画」や「個別指導計画」の作成，特別支援学校との連携等，特別な教育的支援が必要な児童生徒に対しての支援が充実してきています。

⑤卒業後の支援

平成18年に障害者自立支援法が施行され，就労に向けての訓練や日中活動の場としての就労系事業所ができて個々のニーズに対応できるようになりました。

平成18年より障害者就業・生活支援センター事業は県事業となりましたが，情報交換及び卒業後の進路相談等を実施し，福祉就労等が必要な生徒に対しては支援を継続しています。

<今後の方向性>

こども発達支援センターの設置を目指し，引き続き検討を行います。サポートファイルは高知県広域特別支援連携協議会(※27)で取り組まれている個別支援計画と一体的に活用していく方針とし，当面初版を使用しながら内容の見直しや充実を図ります。

放課後や休日・長期休暇を過ごす場所は以前より増えてきていますが，特に長期休暇についてはサービスの利用を希望する児童が多く，まだ十分な状況とは言えません。今後も障害児が利用できる場所の確保を行うとともに，ニーズにあった支援が提供できるよう内容についても充実させていく必要があります。

学校教育での支援に関しては，各学校からの「特別支援教育支援員(※28)」や「学生支援員(※29)」の配置希望の増加，「LD(※30)・ADHD(※31)通級指導教室」への通級希望や相談ニーズの増大に対応していく必要があります。

卒業後の進路に関しては，教育・福祉・労働等の機関が連携し，一人ひとりの適性や障害に応じた多様な働き方ができるよう，卒業前から十分な情報交換や情報提供を行います。医療や介護が必要な児童については，生活介護(※32)事業所や重症心身障害者通園施設など介護や医療が確保される中で，日中活動に積極的に参加できるように支援するとともに，家族の介護負担の軽減や相談支援等の取り組みを行います。

各年代を通じた障害児の支援体制は少しずつ整ってきていますが，支援の質という点では，「アセスメント(※33)に基づく個別支援計画の作成」・「モニタリング(※34)」・「評価」といったケアマネジメントがまだ十分できていないのが現状です。支援者のケアマネジメント力の向上に向けた取り組みを実施していく必要があります。

<主な事業>

高知市障害者計画・障害福祉計画（平成21年～23年度） p. 24～35参照

※20 ケアマネジメント
対象者の社会生活上でのニーズを充足させるため適切な社会資源を結びつける手続きの総体。



- ※21 コーディネート
関係者や関係機関が効果的な連携がとれるように調整していくこと。
- ※22 サポートファイル
障害をもつ子どもの特徴や日常生活におけるかかわり方、医療機関や相談機関での記録、学校・施設での支援計画などをファイルにつづったもので、子どもが生活や学習をしていく上で、支援者に理解をしてもらうために役立つもの。ファイルは保護者が管理し、支援者と一緒に作成する。
- ※23 発達障害者支援センター
発達障害者支援法に定められた支援センター。都道府県知事は、発達障害者及びその家族に対し、専門的相談・助言、発達支援及び就労支援、関係機関等に情報提供及び研修を行う等の業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって、当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ、又は自ら行うことができる。
- ※24 胃ろう：主に経口摂取困難な患者に対し、人為的に皮膚と胃に瘻孔作成しチューブ留置し水分・栄養を流入させるための処置。
気管切開：気道確保のため、頸部（けいぶ）の気管軟骨を切開すること。
MRSA：院内感染の原因ともなり、抵抗力の弱い手術後の患者や高齢者・未熟児などが感染しやすく、治療は困難。多剤耐性黄色ぶどう球菌。（吸引及び酸素吸入の解説は省略）
- ※25 特別支援学校
障害の重複化や多様化を踏まえ、以前の「盲・聾・養護学校」を改めさまざまなニーズに柔軟に対応できるよう制度化された、障害種別にとらわれず設置することができる学校。併せて、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。
- ※26 特別支援教育学校コーディネーター
「学校内や、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役」、「保護者に対する学校の窓口」等の役割を担い、教育的支援を行う人や機関との連絡・調整機能を果たすキーパーソン。一般的には「特別支援教育コーディネーター」と呼ばれるが、高知県では「特別支援教育学校コーディネーター」という名称を用いている。
- ※27 高知県広域特別支援連携協議会
障害のある子どもの指導・支援に関わる教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携協力し、障害のある児童生徒への専門的な対応のできる教育支援体制の整備を目指す、県レベルのネットワーク。
- ※28 特別支援教育支援員
小中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員。この支援員の活用に関しては、国の地方財政措置が行われている。
- ※29 学生支援員
「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対する支援体制の充実を図るため、小中学校に派遣される教員志望の大学生。学生支援員は、派遣先学校の教員の指導に基づいて補助的な支援を行う。
- ※30 LD（学習障害）
Learning Disorders, Learning Disabilities。単一の障害でなく、さまざまな状態が含まれる。医学、心理学、教育学の分野にまたがって研究が進められ、それぞれが若干概念が異なっているが、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものである。
- ※31 ADHD（注意欠陥多動性障害）
Attention Deficit Hyperactivity Disorder。アメリカ精神医学会の診断基準第4版（DSM-IV）にある診断名。ADHDは「不注意」「多動性」「衝動性」の3つの症状を特徴とした症候群で、脳に何らかの原因があると考えられている。
- ※32 生活介護
常に介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。
- ※33 アセスメント
利用者の生活の全体像を明らかにして、課題（ニーズ）を把握するために状況分析・判断していくこと。
- ※34 モニタリング
予め設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況を随時チェックすること。



2. 子育て支援の充実

2-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり

<現状と課題>

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに悩みや不安を抱え、地域から孤立した子育て家庭が増えています。平成16年度から子育て支援の拠点として「地域子育て支援センター」の設置を開始し、親子のふれあいの場を提供するとともに、育児への支援を通じて、育児の孤立化の予防、育児相談等の幅広い活動を行っています。平成21年1月に実施した高知市次世代育成支援に関するニーズ調査では、高知市全体の約1割の親子が地域子育て支援センターを利用しており、今後も地域の子育て支援の拠点として保健所等の関係機関との連携を深め、活動を拡充していく必要があります。

地域の中には、子育てに関する資源が豊富にあります。地域子育て支援センターをはじめ、幼稚園や保育所での「園庭開放」や「子育て相談」、地区社会福祉協議会(※37)や地区民生委員児童委員(※38)協議会等が実施している「子育てサロン(※39)」, 母親同士が自主的に交流する「子育てサークル」等、ここ数年でずいぶん増えてきています。しかし、子育て中の母親がこれらの中からサービスを選んでいくことは意外に難しく、子育て支援サービスの全体像が見えにくいという声を耳にすることがあります。また、自ら情報をキャッチして行動する母親ばかりでなく、誰かの声かけや後押しが必要な母親もいることから、きめ細やかな支援が求められています。

何らかの公的な支援が必要な子育て家庭については、関係機関との連携が定着してきましたが、限られた公的支援だけでは支えきれない家庭も多くあります。今後はインフォーマル(※40)な地域の人の見守りや声かけ、あるいは関係機関や地区組織、当事者を含めた地域の人々等とも連携をしていく視点が大切だと考えます。

<今後の方向性>

子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域から温かく見守られていると感じられるような「地域ぐるみの子育て支援のまちづくり」を推進します。地域子育て支援センターや、地域の中で核となる民生委員・児童委員、保育所や幼稚園、サークルやボランティア等が効果的な連携体制がとれるような仕組みづくりを地域密着の視点で進めていきます。

また、子育てに関する情報発信については、誰もがわかりやすく利用しやすい方法を検討していきます。

<主な事業>

地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）事業（子育て支援課・保育課）
子ども家庭支援センター事業（子育て支援課）



- 子育てサークル支援事業（子育て支援課）
- 子育てパートナー（子育て支援課）
- ファミリー・サポート・センター事業(※41)（子育て支援課）
- 赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（健康づくり課）（再掲）
- ネットの会（健康づくり課）



-
- ※37 社会福祉協議会
民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない社会福祉法人。昭和 26（1951）年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。地域住民のほか、民生委員・児童委員，社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者，保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと，地域の人々が，住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し，さまざまな活動を行っている。
 - ※38 民生委員児童委員
厚生労働大臣の委嘱を受けたボランティアの一員。地域の中でいろいろな相談に応じたり，適切な支援を行うなど，地域福祉の推進に努めている。
 - ※39 子育てサロン
地域の子育てのために，地域が主体となって運営する，子育て家庭の親子が気軽に自由に集える交流の場。
 - ※40 インフォーマル
近隣や地域社会，民間やボランティアなどの非公式な援助活動のこと。
 - ※41 ファミリー・サポート・センター事業
仕事と育児の両立を支援するため，育児援助サービスを受けたい依頼会員と育児援助サービスを提供できる援助会員の両方を募集し，相互に援助活動を行う有償ボランティア組織の事業。



2-2 子育て支援体制の充実

<現状と課題>

子育て支援の拠点としての「地域子育て支援センター」は、平成21年度には前期目標の8か所が設置できました。地域別には、西部3か所、南部3か所、北部2か所となっていますが、設置されていない東部地域での整備が必要となっています。また、「子育て短期支援事業」（児童養護施設等8か所）、「病後児保育事業」（医療機関2か所、保育所1か所）、「一時預かり事業」（保育所8か所）「ファミリー・サポート・センター事業」（財団法人に委託）などを実施し、多くの利用につながっています。

相談支援については、気軽に相談できる場として市内5か所で保健師、栄養士等による育児相談を実施している他、子どもの発達に関する相談支援事業を行っており、約2割程度の親子が利用しています。また、子ども家庭支援センターでは、子ども家庭相談員3名による児童家庭相談等を行っています。

<今後の方向性>

子育て支援の拠点整備については、東部地域における地域子育て支援センターの設置を視野に入れた検討を行うとともに、相談機能の充実に向けた取り組みをすすめます。

相談支援については、個別の支援だけではなく、母親同士の交流の場を設け、グループダイナミクス(※42)を活用した支援方法の導入を地域の子育て関係機関と協働実施しながらノウハウを蓄積するとともに重層的な支援体制の構築を目指します。

関係各課の連携や情報共有の体制を整備し、役割分担を明確にしながら効果的な相談支援体制のあり方を検討します。

<主な事業>

地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）事業（子育て支援課・保育課）（再掲）

子育て短期支援事業（子育て支援課）

親子絵本ふれあい事業（子育て支援課）

子ども家庭支援センター事業（子育て支援課）（再掲）

児童家庭相談（子育て支援課）

一時預かり事業（保育課）

育児相談（健康づくり課）（再掲）

子育て応援ブック（健康づくり課）

※42 グループダイナミクス

Group dynamics(集団力学)とは、集団における人々の機能や成員の行動に影響を及ぼす条件、或いは思想や行動パターンなどの集団面に働く力を研究する学問領域のこと。具体的には集団構造で最も良い生産性を高める方法を探ったり、集団的行動を変化させる方法を探ったりすること。



3. 要保護児童等への支援の充実

3-1 児童虐待の予防・啓発

<現状と課題>

児童虐待は、虐待を受けた子どもの一生を左右するものであり、その子どもの将来の子育てにまで影響を与えてしまいます。

虐待を引き起こす背景要因は、虐待歴、パーソナリティ(※43)、望まない妊娠、親準備性(※44)の問題、家族基盤の脆弱性、育児力の低さ(軽度の知的障害)、経済的困窮などの「親の要因」と、子ども自身の障害等「子どもの要因」があります。

虐待の発生を予防するため、これら要因を抱える養育者を早期に把握し、適切な支援につなげ、子どもの情緒的発達等の障害をできるだけ予防することが重要です。

平成20年に厚生労働省から出された死亡事例の報告では、妊娠期の問題として、若年(10代)妊娠(15.4%)、母子健康手帳未発行(14.1%)、望まない妊娠や計画していない妊娠(14.1%)、3つのいずれかがあった子どもは26.2%という結果が出されており、医療機関と連携した対応が必要です。また、死亡時期では0歳児が約3割を占めているということから、乳児期早期の介入が必要です。

保健所で行っている赤ちゃん誕生おめでとう訪問では、要フォローとなるのは全体の約14%であり、その中には将来的に養育困難になりうる可能性がある家庭も含まれており、予防的な対応の入り口としては有効であると考えられますが、この事業だけで把握していくことは困難であるため、子育て支援に関する保健事業を重層的に行うとともに、地域全体で子育てを支える基盤づくりを進めていくことが必要です。

市民及び子どもに関わる関係者が、児童虐待についての正しい理解と認識を深めることができるよう、講演会や研修会の開催等広報・啓発活動を実施しています。

通報事例は年々増加しており、今後ますます相談支援体制の強化が必要です。

<今後の方向性>

育児の孤立化を予防し、子育てについての不安や悩みを気軽に相談できる場づくりとして、子育て支援事業を充実させるとともに、赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業をはじめとする母子保健活動を継続実施し、子育て家庭全体の育児力を高めることで児童虐待の発生予防に努めます。

早期発見・早期対応策とし、虐待予防に関する正しい理解に向けた、広報・啓発活動を継続実施するとともに、地域ネットワークづくりをすすめていきます。また、子育てに関する相談支援体制の整備とともに、赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業や健診等各母子保健事業において、要支援群の早期発見・対応を目指します。



<主な事業>

園庭開放・子育て相談事業（保育課）

一時預かり事業（保育課）（再掲）

地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）事業（子育て支援課・保育課）（再掲）

児童虐待予防推進事業（子育て支援課）

親子絵本ふれあい事業（子育て支援課）（再掲）

赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（健康づくり課）（再掲）

継続看護連絡票（健康づくり課）（再掲）

育児相談（健康づくり課）（再掲）

離乳食教室（健康づくり課）（再掲）

1歳10か月児健康診査・3歳児健康診査（健康づくり課）（再掲）



※43 パーソナリティ
個性。心理学用語でいう人格のこと。

※44 親準備性
望ましい結婚生活と育児行動を成立・維持させるような、異性観、結婚観、性役割観にはじまり、子どもを受け入れに関わる態度（親としてのアイデンティティの準備状態）、育児知識や技能の習得度など、多くの領域から構成されるもの。



3-2 要保護児童への早期対応

<現状と課題>

児童虐待相談・通告は、市が受理し、安否確認や調査等の初期対応から支援・見守りを実施し、関係機関との連携を図りつつ継続的に支援をしています。

また、虐待予防ネットワークの整備として、平成19年度に高知市要保護児童対策地域協議会(※45)を設置し、要保護児童等に関する情報共有や連携支援の取り組みを進めています。同協議会の実務者会議において要保護児童の定期的な情報集約と進捗管理を実施し、対応もれ等の防止に向けた体制整備を進めています。

高知県立中央児童相談所とは、平成19年度よりケース連絡会を毎月定例的に開催し、情報交換と共有により養育困難家庭の支援につなげています。

養育困難家庭や児童虐待の疑いのある家庭への直接的な支援を行うため、平成18年度から育児支援家庭訪問事業(現:養育支援訪問事業・平成21年度に事業名変更)を開始し、養育困難家庭等へのきめ細かい支援と、虐待等の問題の改善や予防につなげています。

虐待が発生している家庭に対しては、保護者の悩みや育児の困難性を把握し、援助方針の決定と継続的な支援の提供を行い、虐待の進行予防、再発予防のための取り組みを行っています。

<今後の方向性>

県内の虐待事例の過半数が本市の児童であり、支援を要する保護者の中には、障害や精神疾患等、さまざまな課題を抱えている者も多く、専門的かつ継続的な対応が求められています。子どもの安全・福祉を守るために、相談体制の整備と強化、関係機関との連携体制の強化、職員の資質向上を図ります。

養育困難家庭に対して、適切な支援の実施により虐待の重度化予防に努めます。

<主な事業>

- 養育支援訪問事業(子育て支援課)
- 児童虐待予防推進事業(子育て支援課)(再掲)
- 児童家庭相談(子育て支援課)(再掲)
- 要保護児童対策地域協議会(子育て支援課 他)
- 専門医相談事業(健康づくり課)

※45 要保護児童対策地域協議会
要保護児童の早期発見並びに適切な保護並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図るため設置された協議会。市、児童相談所、学校、警察等、児童に関わる団体等をもって組織され、情報交換や支援内容の協議等を行う。